

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 西川 均

年月日	令和元年5月27日(月)			
表題と発行部数	広報紙「県政レポートVOL.16」12,000部発行			
対象者	葛城市内			
配布方法	新聞折込			
発行目的	2月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	按分率80% 顔写真の部分が全体の20%を占めるため。			
内容	2月議会報告 新年度予算 新年度予算案における主な取組み 県政HOTニュース			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	版下作成・印彫	大和エディア モーション(同)	206,280円	企画編集・印刷 6
	折込料	(株)読宣	39,528円	@3.05×12,000部×1.08 3
※80%充当 合計 245,808円 × 80% = 196,646円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひよし県政レポートVOL.16」			

注 発行した広報紙を添付してください。



会派 自民党奈良

愛する郷里をもっと元気に！

一県民の喜びを生きがいとして

西川ひとし

奈良県議会議員(葛城市選挙区)

県政報告書 2019年(令和元年)5月発行

こんにちは！西川ひとしです。

この度の県議会議員選挙におきましては、皆様の熱いお心と、ご支援によりまして、おかげさまで無投票という形で、県議会議員2期目を迎える事ができました。これもひとえに私をご支持頂き、ひとかたならぬご尽力を頂いた皆様方のおかげでございます。心から深く御礼申しあげます。

奈良県の発展、そして地元葛市の発展に向けてさらに精進を重ねる所存でございます。引き続きご理解とご支援をよろしくお願いいたします。精一杯がんばります！

◆令和時代の幕開け

平成の時代が幕を閉じ、5月から元号が「令和」となり、新しい時代に入りました。日本は元号に平和の願いを込めてきました。今回の元号の「令和」は「万葉集」の序文が典元となりました。奈良興亡記念式典もあつたのであります。

令和の意味については、様々な論議があるようですが、外国人には「beautiful harmony」とも説明されるなど、躍動感のある素晴らしい元号だと思います。

令和の幕開けとともにわたくしも心機一転(気持ちを新たに)県政課題に取り組んでまいります。

奈良県新年度予算

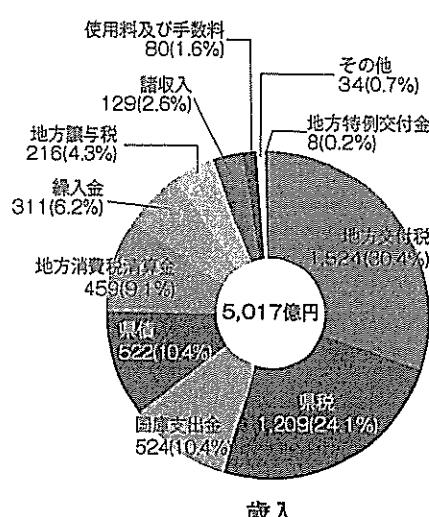
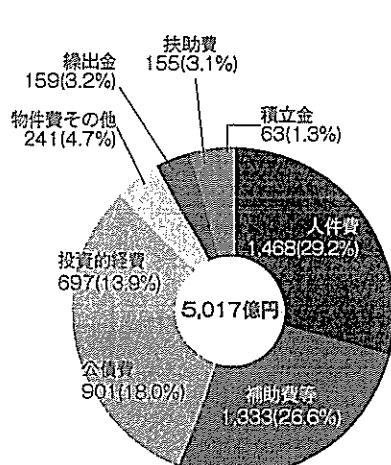
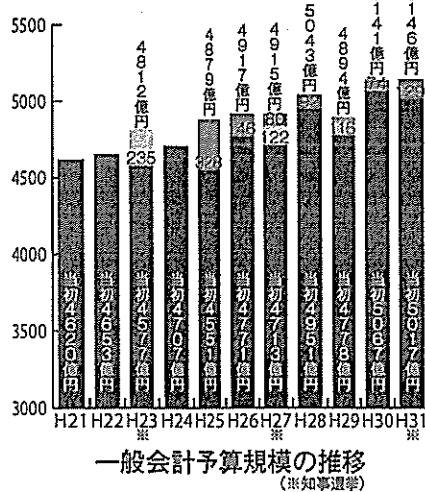
今年は統一地方選挙の結果で、新年度予算は「骨格予算」となってしましたが、荒井正吾知事が4選を果たしたことで予定通りに進むことになりました。

荒井知事は、これまで「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」として県政の田舎すべき姿として知恵と工夫を凝らして、直面する県政課題に全力で取り組んできました。

その結果、がん死亡率の減少や就業地別有効求人倍率の上昇など取組の成果が数字となって現れてきており、これは県民のひとりとして歓迎しているところです。また、奈良県総合医療センターの移転開院、平城宮跡歴史公園「朱雀門ひろば」の開園など、成績は着実に表れています。さらには京奈和自動車道の全面開通に向けて整備、奈良市内のホテル建設などの大型プロジェクトも進行中で、奈良県はますます良くなるものと期待しております。

新年度予算では、奈良をもっと良くするために何が継続され、地域経済を元気にするプロジェクトや、地域医療介護福祉の充実、観光振興、農林業の振興、南部地域・東部地域の振興、インフラ整備など、県政の各分野の課題解決に向けて積極果敢に取り組む必要がある、としています。また、県債残高を減らすための取組を継続し、将来の公債費負担を軽減するなど、財政の健全性の維持などに取り組むこととしています。新年度の主な取り組みについては裏面に掲載している別紙①を参照ください。

■当初予算
■6月補正予算(内付け)
■2月補正予算(国経済対策等関連)
■H28の12月補正+2月補正



平成31年度予算案における主な取組み 別表①

健康寿命日本一を達成するとともに、高齢者や障害者を含む誰もが健やかに暮らせる地域づくり

健康寿命日本一を目指した健康づくりの推進

- ①だれもが、いつでも、どこでも、スポーツに親しめる環境づくり
- ②県民が健やかに安心して暮らしれる
- ③地域医療・介護・福祉の総合的な取組の推進

県民が安全で安心して

快適に暮らし続けられる奈良県づくり

安全で安心して快適に暮らし続けられる

奈良県づくりを進めます。

- ・女性の活躍の促進、結婚・子育ての支援、児童虐待防止
- ・地域防災力・消防救急体制の充実と犯罪抑止及び交通事故防止対策の推進
- ・愛着と誇りの持てる「きれいな奈良県」の実現
- ・緊急時等にも強く、地域のエネルギー資源を使ったエネルギーのかしこい利活用

奈良県経済の好循環を促進し、

働きやすく、良く学べる地域社会をつくる

- ・企業誘致・販路拡大・起業促進・商品開発支援・農方生産拡大の推進 就業支援と働き方改革の推進
- ・すべての人が生涯良く学び続けられる
地域社会づくり

農畜産・水産業の振興と農村活性化や、林業・木材産業の振興と新たな森林環境管理体制の構築を進める

- ・農・畜産・水産業の振興と農村の活性化
- ・林業・木材産業の振興と
新しい森林環境管理体制の構築

奈良が有する観光資源や歴史・文化資源を活用し、県内への誘客を促進し、観光産業を振興

交流・定住の促進により、南部地域・東部地域を、頻繁に訪れてもらえる、住み続けられる地域にする

- ・県内宿泊客増加に向けた観光の振興
- ・質の高いイベントの実施と県の文化力の向上

県土マネジメントを推進し、住みよいまちづくりをする

- ・効率的・効果的な基盤整備と県土マネジメントの推進
- ・地域性を活かした、にぎわいのある、くらしやすいまちづくり

県と市町村の連携・協働による「奈良モデル」を推進

- ・「奈良モデル」に基づく市町村との協働まちづくり、市町村支援による行政効率化

県政HOTニュース

●奈良まほろば館10周年●

奈良まほろば館は、「本物の奈良」「歴史の奈良」「慈しの奈良」をコンセプトに、平城遷都1300年祭の前年に当たる2009年(平成21年)4月4日にオープンし、今年の4月で10周年を迎えた。この10年の間に、奈良ファンの方々を中心に多くの来場者にご利用いただいている施設です。

そこで今は、多くの来場者に感謝の意を込め、年間を通して奈良県の文化、観光及び食等の素材を活用した企画イベント「奈良まほろば館10周年祭」を開催いたしました。

具体的には奈良県出身で、サッカー元日本代表のコールキンバー・首崎正剛さんによる公開抽選会(5月10日)をはじめ、日本橋の町を天平衣装の通り抜きイベント(5月11日)もありました。奈良の魅力を発信するアンテナショップとして、これからも存在感を発揮していただきたいと思っています。

●高等学校等奨学生の新規貸与生を募集●

奈良県は向学心にこみ、学者態度が良好な子どもに対しても高等教育等奨学生の新規貸与生を募集しています。貸与額は「修学支援奨学生」「育成女子金」共通で、貸与基本額(国公立が1万8千円(5千円)、私立が月額3万円(1万7千円))となっています。なお、カウント内は生活保護受給世帯の額です。

【問い合わせ】

〒630-8502奈良市豊大路町30 県学生支援課

施設貸付係 TEL:0742-27-9824 / FAX:0742-27-2985

長寿命化整備係 TEL:0742-27-8979 / FAX:0742-27-2985

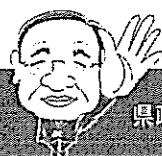
授業料奨学生係 TEL:0742-27-9859 / FAX:0742-27-2985

●葛城市的事業場敷地内から有害物質を検出●

私が育らず葛城市で、とある事業場敷地内において「トリクロロエチレン」等の有害物質が、最大で環境基準値の4,300倍の43mg/L検出されました。事業者は自主調査を行い、地下水環境基準超過の事実を確認したため、事業場内に揚水井戸を設け、平成22年から敷地外に流出しないよう、地下水を汲み上げ浄化しているとのことです。

県は当該事業場周辺の飲用井戸等の状況が未確認であるとして、葛城市及び大和高田市の協力を得ながら、早急に調査を実施し、周辺の井戸・水利用者には安全が確認されるまでは飲用しないよう周知するとしています。県によると、葛城市及び大和高田市の協力を得ながら、当該事業場の地下水水流向の下流にあたる周辺地域の状況を調査したところ、飲用井戸はなかったといふことです。

「トリクロロエチレン」は、無色透明の甘い臭いを有する液体で、揮発性の物質で、皮膚や目に対して刺激性を有するといふことです。吸人、皮下投与等により毒性を示し、蒸気の吸入により頭痛・めまい等の影響が表れることがある。また、発がん性のおそれがあるということです。事業者においては早期に有害物質の除去に努めること、そして県においては徹底調査と安全の確保に努めてもらいたいと思います。



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。
TEL:0745-69-1234 / FAX:0745-69-7891

第1 1号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 西川 均

年月日	令和元年7月29日(月)			
表題と発行部数	広報紙「県政レポート」VOL.17+12,000部発行			
対象者	葛城市内			
配布方法	新聞折込			
発行目的	6月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	按分率80% 額写真の部分が全体の20%を占め3万円。			
内容	6月議会報告 一般質問 東奈良自動車道大和御所道路の整備の進捗状況について 県道横原新庄線(奥用区)の整備の進捗状況について (予) 県政HOTニュース			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	版下作成・印刷費	大和メディア プロモーション(同)	206,280円	企画編集・印刷 23
	折込料	(株)読宣	39,528円	④3.05×12,000部×1.08 24
※ 80%充当 合計 245,808 円 × 80% = 196,640円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひろし県政レポート」VOL.17			

注 発行した広報紙を添付してください。



会派・自民党奈良

愛する郷里をもっと元気に！

—県民の喜びを生きがいとして—

西川ひとし

奈良県議会議員(葛城市選挙区)

県政報告書 2019年7月発行

こんにちは！西川ひとしです。

今年度も昨年に引き続き、監査委員を拝命いたしました。与えられた職務を全うし、県民の皆様のお役に立てるように頑張ります。ご理解とご支援のほど、よろしくお願ひいたします。
さて、今回の県政報告では、6月議会（6月26日）において一般質問をさせていただきましたので、その模様を中心に皆様にご報告させていただきます。

6月定例会
一般質問

◆京奈和自動車道大和御所道路の整備の進捗状況について
問 西川ひとし

京奈和自動車道は奈良県にとつて、県を縦断する基幹道路であります。平成20年に御所南ICから五條北ICまでが開通し、橿原市周辺から和歌山方面へ、そして関西空港へとノンストップでアクセスできるようになります。南部地域の利便性は格段に向上了しました。奈良県は竹内街道が2年前に日本遺産に登録されるなど、古代から続く歴史と文化的な遺産が豊富で、京奈和自動車道が完成すれば、京都・奈良・和歌山の世界遺産を巡る広域観光が可能になるなど、観光振興による経済発展にも大きく寄与するものと想っております。そこで県土マネジメント部長にお伺いいたします。京奈和自動車道大和御所道路橿原北ICから橿原高田IC間の整備の進捗状況と今後の見通しをお教えください。

答 山田哲也 県土マネジメント部長

用地買収の状況ですが、3-1年の3月までに面積ベースでの割以上の進捗がされています。京奈和自動車道と大和高田バイパスを繋ぐノードですが、今、下部工事が進んでいます。20年度から工事をやつていて、元年5月末までに1-3基の下部工事が完了し、現在、2-4基、さらに工事を進めていくことがあります。今年度は下部工事が完了した箇所から順次上部工工事に着手すると聞いていますが、見通しとしては、まだ大和高田バイパス沿いで用地買収が残っている案件がありますので、完成時期につきましては、まだ具体的に申し上げる時期ではないと聞いています。また、京奈和自動車道本線部でも、昨年度より工事を始めましてこの5月末までに5基の下部工工事が完了し、今は3-0基の下部工工事を進めていくとのことです。この区間は本県にとっても重要な箇所で、今後も整備促進を図りながら進めていかなければなりません。

問 西川ひとし

京奈和自動車道は奈良県を含む近畿7府県であります。これは橿井県を含む近畿7府県では、2位の結果であり、県の企業誘致の取り組みにより、奈良県の立地環境の良さが企業にて認知され、結果と考えております。一方、企業誘致には、基幹道路の京奈和自動車道の整備に合わせて周辺道路の整備も重要と考えます。葛城市においては、葺（はじかみ）工業団地周辺への企業誘致に向けた市道整備、御所市においては御所IC西側への企業誘致に向けた市道整備に取り組むなど、京奈和自動車道の沿道市町村において企業誘致に向けて取り組みが行われていると聞いております。現在、県が葺工業団地東側で実施をしている県道櫛原新庄線（櫛田工区）の整備の進捗状況と、今後の見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

答 山田哲也 県土マネジメント部長

櫛原新庄線（櫛田工区）ですが、御所市橿原から大和高田市の奥田の約1-1キロを整備する事業で、平成20年度から事業を進めています。この工区は南側に接続する御所市道とあわせて、国道24号から葺工業団地を出て京奈和自動車道御所ICへのアクセス向上が期待される道路です。この工区ですが、御所市、葛城市、大和高田市のみでつながっております。葛城市は、平成20年度に舗装を除き、工事が完了してしまって、国道24号から葺工業団地を出て京奈和自動車道市域ですが、地権者のかたから、道路の法線、中心線についておりません。この調整が終わりましたら、用地の測量をして、用地買収をして工事を入れります。

◆京奈和自動車道大和御所道路の整備の進捗状況について
問 西川ひとし

するなり、用地買収に積極的に協力して、着実に整備を進めています。

▼表面から続く

◆奈良県平成緊急内水対策事業について

問
西川ひとし

大和川流域の奈良盆地は、これまでの急速な市街化の進展により土地の保水機能が低下し、雨水が気にして河川に流れ込む状況であります。また龜の瀬は、全国有数の地滑り地

帶で、大和川のボトルネック箇所となつてゐるため、奈良県内の河川は、龜の瀬の流下能力をみすには河川改修はできず、河川改修の治水対策だけでは、洪水を防ぐことに限界があるのが実情ではないでしょうか。近年の雨は、これまで経験をしたことがないような異常な気象状況として全国各地で被害が頻発し、激甚化しており、県内でも、いづ同様の大規模災害が及んでもおかしくないと書わざるを得ません。そこで、奈良県平成緊急内水対策事業が県と関係市町村とが連携し、実効性のある取り組みとして推進していくだけ るよう、願いをこめて質問させていただきます。大和川流域の内水被害地区において適地に必要な貯留施設を県と市町村が連携して整備をしていく奈良県平成緊急内水対策事業について、現在の取り組み状況と今後の進め方にについて、県土マネジメント部長にお伺いしたいと思います。

◆奈良の伝統浴場表示について

西川ひとし、

より、歴史文化を活用して海外での本県の認知度を向上させ、また海外からの観光客を増加させる取り組みを行つてこますが、県民にしっかりと伝わっていかないのではないかなどという感じがいたします。今後、奥深い奈良の魅力について、県内外にどのようにアピールしていくかれるのが、お聞かせ願いたいと感じます。

◎ 山下保典 地域振興部長
奈良の強みである古代の歴史文化

奈良の強みである古代の歴史文化資源を積極的に活用し、日本のはしまりである奈良の魅力を国内外に発信する取り組みとして、昨年度（平成27年）のキメ東洋美術館において

県では大和川流域の浸水被害対策について

県では大和川流域の浸水被害対策について、これまでの流れす対策と貯める対策を組み合わせて推進してまいりましたが、この年10月の台風21号で内水による浸水被害が発生いたしました。昨年度、この状況を踏まえまして、5ヵ月から新たな貯める対策として、奈良県平成緊急内水対策事業を進めています。これまで、有識者からなる適地選考委員会で、13市町村の力所の候補地があがりまして、これで必要貯留量が計算上、100%確保できることになりました。候補地が選定されましたので、今度からは新たなステージとして地元調整が整った箇所に着手をしてまいりたいと思っております。今年度は大和郡山市として、田原本町で二カ所工事に着手してまいります。それ以外に

にある素晴らしい歴史文化資源に改めて目を向けていただき

市町の連携をして地元調整会議を進めている広陵町などの五ヶ所でも「工事着手できないように用地の確保に努めて」ときたところをみておられます。今年度、国土強靭化三カ年の緊急補正の予算もつきましたし、国の補助制度を最大限に活用しつつ、まずは区内水害対策を速やかに終了する所に、進めて

けるのではないかと考えておもいます。奈良の歴史を学ぶ意識していただき、郷土の誇りや文化財の保存活用の意識を高め、ひいてはおもてなしの向上や地域活性化の取り組みに繋がっていくことを目標とするひとつの事業の大きな目的のひとつであることをおつます。

また県内各地には広く知られてほしないものの、地域で

◆紙面で紹介できなかつた質問

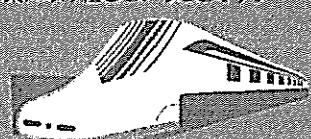
要望 県内事業所の働き方改革について

県道御所香芝（山麓線）の舗装について

卷之三

一般金計補正予算 256 億円を追加

6月定例会では、過去最大規模となる256億円の補正予算となりました。これは4月に再選した荒井知事が肉付けしたことによるもので、新規事業31件が盛り込まれています。具体的には県有施設の耐震化やリニア中央新幹線と関西国際空港へのリニア新支線の可能性を探るなどの事業に取り組むということです。



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2141 奈良市弁之庄58-2
TEL:0745-69-1221 FAX:0745-69-2801

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 西川 均

年月日	令和元年10月28日(月)			
表題と発行部数	広報紙「県政レポートVOL.18」12,000部発行			
対象者	葛城市内			
配布方法	新聞折込			
発行目的	9月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	按分率90% 額写真の部分が全体の10%を占めるため。			
内容	9月議会報告 ・自転車保険条例 ・地域間格差が明確に ・中南和エリアの宿泊施設整備 県政HOTニュース			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	版下作成・印刷費	大和吹田市 アゼーブル(月)	208,480円	企画編集・印刷 49
	折込料	(株)読宣	40,920円	@3.10×12,000部×1.10 43
※ 90%充当 合計 249,400 円 × 90% = 224,460 円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひし県政レポートVOL.18」			

注 発行した広報紙を添付してください。

愛する郷里をもっと元気に！

—県民の喜びを生きがいとして—

西川ひとし

奈良県議会議員(葛城市選挙区)

会派、自民党議員

県政報告書 2019年10月発行

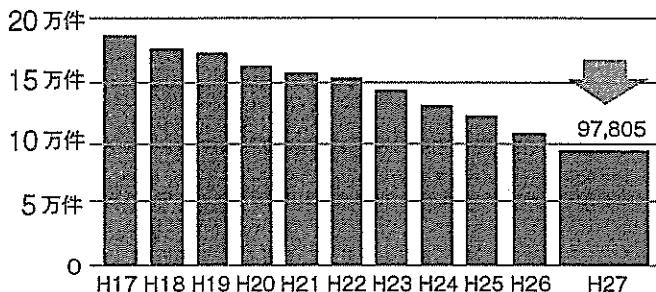
こんにちは！ 西川ひとしです。

残暑もようやく落ち着いてきましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすいので十分に注意していただきたいと思います。さて9月定例会では知事提出議案30件、請願4件が議決されたとともに、樋原市長選への出馬を表明している亀田忠彦氏の県議辞職も報告されました。

9月定例会

自転車保険条例 - 来年4月1日施行

自転車事故件数の推移 (警察庁交通局データより)



事故件数は年々減っていますが、致死率は平成17年の0.46に対して0.58と増えています。

平成17年の死傷者は18万5000人で死者は853人 致死率0.46
平成27年の死傷者は9万7805人で死者は572人 致死率0.58

今回の定例会では皆様の生活に直結するといひなる自転車の保険加入義務化の条例が可決され実施されています。これは自転車を利用する県民のすべてが対象となります。条例の背景には、国や県が自転車利用を促進する方、利用者が高額な賠償金を請求されるケースが各地で頻発(左図参照)しているためです。もちろん事故が発生した場合は被害者を守るという観点からも、自転車保険の義務化は致し方ないことだと思っています。未成年の場合は保護者に加入義務が発生します。未満の場合は、自転車に乗る人、乗らない人にもやさしい奈良県になつてほしいと願っています。

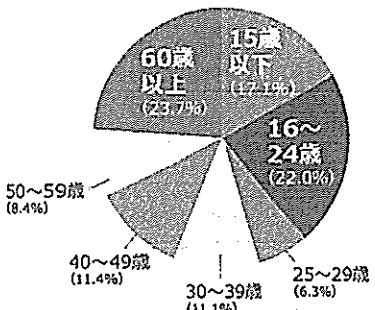
また、左図のように高齢者の事故割合も高じることから、県では60歳以上の高齢者の方はヘルメットの着用を義務化することにしています。事業所で利用する場合は、事業者に加入義務があります。様々な見方があると思いますが、条例制定を機会に自転車に乗る人、乗らない人にもやさしい奈良県になつてほしいと願っています。

荒井知事は「誰でも加入ができるよう、保険会社と県が協定を結ぶ」と、あわせて県内に電話相談窓口を設けることを表明しました。

また、青少年のスマートフォンの利用で犯罪に巻き込まれる子どもを守るために、県青少年健全育成条例も改正されました。4月1日から施行されます。

私が所属する自民党奈良からは、乾浩之県議が市町村の行政運営の効率化を県がどう支援していくのかについて質問。荒井知事は「事務行政サービスの共同アウトソーシングによる経費削減などで支援したい」と答えてました。

年齢層別事故割合



高齢者の事故が多くなっています。
運転には十分ご注意ください

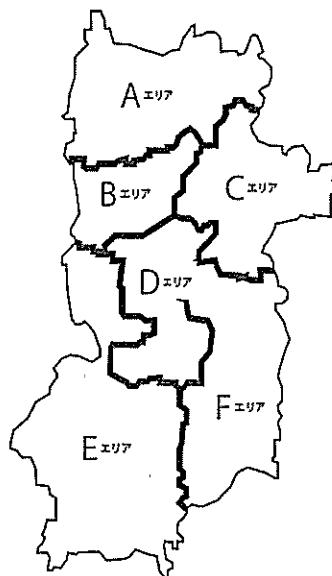


一方、一般会計の補正予算は合計で約3億一千400万円となりました。事業の内訳は文化会館の整備や自転車保険の関連として自転車の事故防止と被害者保護などを目的とした条例の普及啓発などの事業としての補正予算が承認可決されました。【内訳は裏面に掲載】

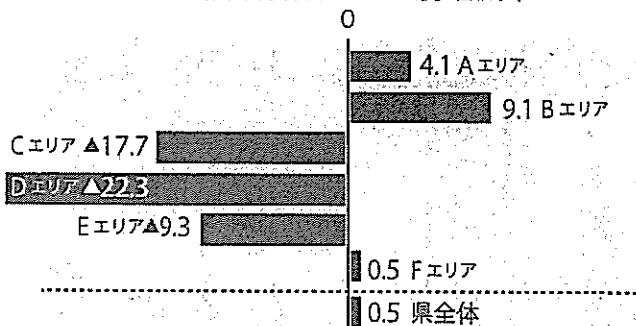
■一般会計補正予算3億一千400万円

数多くあります。

県政HOTニュース

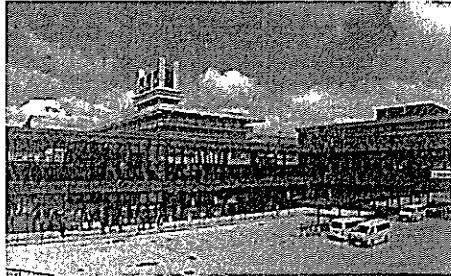
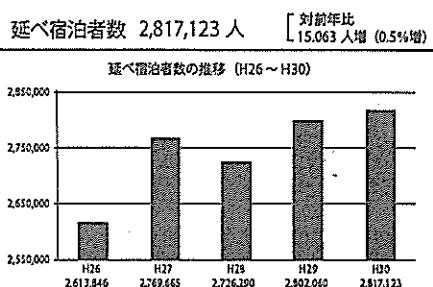


延べ宿泊者数エリア別増減率



地域間格差が明確に

奈良県宿泊者統計
中南和エリアの宿泊施設整備を



利用者が予想を大きく下回った県バスターミナル。
大規模な予算を南部にも回してほしいと思います。

県観光局がまとめた平成30年(1月~12月)の宿泊統計調査結果の概要によると、前年に比べて0.5%増え282万人となりました。団体宿泊は減少する一方、個人個人グループ宿泊に対応したゲストハウスなどの開業が増えていていることに加え、外国人延べ宿泊者数は43万人と、前年に比べ

て208%もの大幅増加となつたことが大きな要因です。また、Bエリアではホテルが新設されたことなどから大幅な伸びとなっています。しかしながら、ホテルや旅館は近隣府県でも増えており、前年の伸び率2.5%に比べると宿泊客数の伸びはやや鈍化していると言わざるを得ません。

また、中南和地域の宿泊者数は2ケタ以上も減少しており、県全体を見据えた宿泊施設を整備しないと、観光立県奈良の構築は難しいと言えます。さらに産業経済観光が県北に集中している現状は看過できない問題です。引き続いて中南和地域の活性化に取り組んでまいります。

■利用者数が予想の半分以下―県バスターミナル

鳴り物入りで今年4月にオープンした県バスターミナルですが、利用者数が予想の半分以下だったことが判明しました。MBのテレビでもとりあげられたように、総工費45億円が無駄にならないかと心配です。北高南低のは正を訴える私からすれば、その予算を南部地域の振興に使ってほしいと思つのが本音です。県北の活性化も、もちろん重要ですが、県全体、バランスを考慮した事業を推進してほしいと強く思ひます。

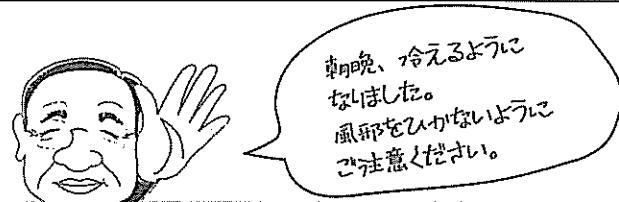
■第13回紀伊半島三県議交流会議

さる7月26日に第13回となる紀伊半島三県議交流会議が開かれました。奈良県から稲谷反示議長をはじめ10人が出席。医師の確保や紀伊半島における道路ネットワークの整備促進などについて取り組んでいくことで合意しました。

■御嶽海に三輪そくめんなどを贈呈

大相撲秋場所で優勝した御嶽海に、奈良県知事賞として大和ちゃんといへくしの真材と三輪そくめんがそれぞれ30人前が贈呈されました。相撲発祥の地葛城市をアピールするこの活動は、相撲を中心とした葛城エリアの魅力向上につながるもので喜ばしく思っています。

表面の続き【補正予算の主な事業(単位:千円)】	
▽新文化会館整備検討事業	7,700
▽自転車条例推進事業	1,630
▽トップアスリートによる児童の運動習慣の定着と体力向上を目的とした体育教室開催事業	1,300
▽文化財保存事業費補助金	2,250
▽奈良県産地パワーアップ事業	25,432
▽豚コレラ対策強化事業	11,700
▽吉野高等学校活用推進事業	7,592
▽県有施設耐震化事業	72,735



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

第1 1号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派 (議員名) 西川 均

年月日	令和2年1月15日(水)				
表題と発行部数	広報紙「県政レポート VOL.19」 13,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込 12,000部 ポスティング 1,000部				
発行目的	12月議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内容	12月議会報告 一般質問 ・がん対策について 患者の支援、具体的取組み がんケア医療の整備 ・ワードマスターズゲーム開催				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成・印刷費	大和X印 アゼニン(同)	210,640円	企画編集・印刷	65
	折込料	(株)読宣	40,920円	@3.10×13,000部×1.10	63
	※ 90%充当 合計 251,560 円 × 90% = 226,404 円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひよし県政レポート VOL.19」				

注 発行した広報紙を添付してください。

愛する郷里をもっと元気に！
一県民の喜びを生きがいとして

西川ひとし

奈良県議会議員(葛城市選挙区)

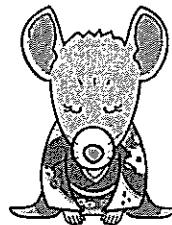


会派・自民党宗良

県政報告書 2020年1月発行

新年あけましておめでとうございます。

激動の平成から令和へと時代は移り変わり、いよいよ東京オリンピックイヤーを迎えることとなりました。日本代表をはじめ各国のアスリートによる競演が56年ぶりに開催されることに期待と興奮をしています。この東京オリンピックを契機に、日本の存在価値を示すとともに、さらなる成長を果たしていくことがすべての国民にとっての役割だと感じています。本年を飛躍の年とし、県議会議員としてさらに成長していくべき努力を重ねてまいります。ご理解とご指導をよろしくお願ひいたします。VOL19では昨年12月に行なった私の一般質問の内容を報告させていただきます。



12月
定例会
一般質問

【がん対策について】

患者の支援、具体的な取組みは？



本県では昭和54年より死因の第一位をがんが占める状態が続いており、健康寿命日本を目標とする本県において、がん対策の推進はますます重要な課題となっていました。本県議会においては、議員全員が「がん対策推進協議連盟」に加盟し、がん患者団体との交流を図りながら患者の声を県政に届けるべく一丸となってがん対策を推進しております。また患者さんの思いに寄り添つた、定期的に患者団体の方から意見を伺う機会を設けております。その中で、がん患者にとっての治療と仕事の両立、就労の支援が大きな課題として挙げられました。治療と仕事の両立のために、がん患者に対する事業主の理解が不可欠ですが、特に中小企業においては経営環境が厳しいこともあって、事業主の理解を得ることが難しい事案が多いといった意見が上がっています。事業主への周知啓発に対する要望がよみがえられました。がん患者の方にとって、治療と仕事の両立が可能となるよう周知啓発を始めとして、支援のための具体的な取り組みが必要と考えます。そこで医療政策局長にお伺いをいたしました。がん患者が治療と仕事の両立するための支援として、県ではどのような取り組みを行なわれるのでしようか。

がんゲノム医療の整備は？

続いて、がんゲノム医療についてお伺いをいたします。がんゲノム医療とは、がんの組織などを用いて多数の遺伝子を同時に調べ、遺伝子変異を明らかにすることによって、患者さん一人ひとりの体質や病状に合わせて治療などをを行う医療のことです。先進医療の分野で近年特許法を集めているものであります。本県ではがんゲノム医療について、国内の中核拠点病院のひとつである大阪大学医学部付属病院と連携するかたちで、県立医科大学付属病院や近畿大学奈良病院において、がんゲノム医療体制の整備が進められています。本県のがん対策においては、がんゲノム医療を希望する県民の方が、県内で検査や治療を受けることができるような体制整備にかかる支援に努めたいと質問されました。本県のがん対策を推進するためには、希望する県民の方に対しても、がんゲ

がん対策について、がんの組織などを用いて多数の遺伝子を同時に調べ、遺伝子変異を明らかにすることによって、患者さん一人ひとりの体質や病状に合わせて治療などをを行う医療のことです。先進医療の分野で近年特許法を集めているものであります。本県ではがんゲノム医療について、国内の中核拠点病院のひとつである大阪大学医学部付属病院と連携するかたちで、県立医科大学付属病院や近畿大学奈良病院において、がんゲノム医療体制の整備が進められています。本県のがん対策においては、がんゲノム医療を希望する県民の方が、県内で検査や治療を受けることができるような体制整備にかかる支援に努めたいと質問されました。本県のがん対策を推進するためには、希望する県民の方に対しても、がんゲ

台医療についての相談や検査、および治療までの連携を県内で完結した形で提供できる体制を構築することが必要であり、そのためには、特に公立病院である県立医科大学付属病院に対する支援が必要だと考ります。そこで、医療政策局長にお伺いいたします。がんゲノム医療を県内で実施できるような体制整備に向けて県では具体的にどのような支援を行なっているとしておられるのでしょうか。



鶴田真也・医療政策局長

患者さんにとってがんと診断されたとしても働き続けられる環境が整えられていくことが重要である。就労に関する相談や情報収集ができるよう、支援の充実を図つてもらいたいと思います。県では、がんに罹つても回りまわって仕事をやめないと患者さんに呼びかけることで、患者さんにとって仕事の継続に役立つ情報を「治療に関する情報を集める」「会社の制度を確認する」といった行動がとるべき行動であるといつていつして周知を行っています。また事業者に対しては、労働局等と連携して、仕事の継続を希望するがん患者の声を届けています。具体的には、体調を考慮した配置転換、短時間勤務への変更、年次有給休暇の時間単位での取得といったことです。さらに、がん患者の治療と仕事の両立支援を取り組む事業者への国の助成制度について案内するなど、仕事の継続を希望する人が働き続けられる環境整備を進めています。働きかけを行なっているところです。加えて、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターにおいて、県の研修を受けた社会保険労務士が定期的に相談対応を行なっており、仕事に関するさまざまな悩みについて、一人ひとりのケースに応じた対応を行なっているところです。

二つめの質問ですが、がんゲノム医療を県内で実施できるよう、体制整備として、どのようなことを行なっているのかについて質問にお答えいたしました。がん医療が進歩する中、県内でがんゲノム医療にかかる相談、遺伝子検査、そしてその結果に基く薬物療法などを受けけることができる体制整備が重要と考えております。そのためには、先進医療を担う拠点の整備と専門的な人材の育成が必要であると考えております。県ではがんゲノム医療を中心的に担うがん薬物療法専門医など、本県に少ない専門家を育成するため、先進医療を提供するといもじり医療人材を育成する機関である奈良県立医科大学と専門の講座の設置に向けた協議を行なっています。今後とも、県民が県内で先進医療を受ける機会を増やすよう取り組んでまいります。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 西川 均

年月日	平成27年6月10日(令和元年5月7日)⑩ 令和元年8月30日⑩			
表題	県政報告ホームページ「愛する郷里をもっと元気に県民の喜びを生きがいとして」			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率50% その理由(葛城市、その他へのリンク)			
内容	議会報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	開設・制作費	シーフィアックス(群馬)	20,200円	1
	"	"	20,200円	開設・レイアウト 支払回数48回 12
	"	"	20,200円	9分割払 20
	"	"	20,200円	29
	開設・制作費 保守料(更新料含む)	大和エディア 合同会社	33,975円	42
	"	"	"	46
	"	"	"	55
	"	"	"	開設・制作 保守料支払回数 61の分割払
※50%充当		合計	円	
備考	ホームページアドレス : http://www.hitoshi-nishikawa.com 添付資料 ホームページ制作業務委託契約書			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名(西川均)

年月日	平成27年6月10日(令和元年5月1日)他 令和元年8月30日(他)			
表題	県政報告ホームページ「愛可郷里をもっと元気に県民の喜びを生きがいとして」			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率50% その理由(葛城市、その他へのリンク)			
内容	議会報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	開設・制作費 保守料(更新料金)	大和メテイ フローティング 合同会社	33,975円	/
	"	"	"	70
	"	"	"	77
	"	"	"	83
※50%充当 合計 318,625 円 × 50%				
備考	ホームページアドレス： http://www.hitoshi-nishikawa.com 添付資料 ホームページ制作業務委託契約書			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

主 動 機 運 営 事 実 索 稿

奈良県議会議員 西川 均（以下「甲」という）と株式会社 奈良新聞ミニュニケーションズ（以下「乙」という）とは、インターネットによる情報サービス業務について、次のとおり契約を締結します。

1. 委託業務名 インターネットコミュニケーションシステムによる情報サービス
株式会社 奈良新聞ミニュニケーションズ
2. 履行場所 履行場所インターネットコミュニケーションシステムによる情報サービス
3. 業務内容 に必要なホームページ制作およびソフトウェアの制作・更新業務

（委託業務） 第1条 甲は、インターネットコミュニケーションシステムによる情報サービス業務以下「委託業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託します。

（目的） 第2条 甲及び乙は、本業務を遂行するにあたり、本契約の趣旨に従い、信頼誠実にこれを行ふことを目的とします。

（委託金額）

第3条 委託金額は20,200円／月
(うち、取引による消費税及び地方消費税額の合計金額1,500円／月)
但し、初回月のみ20,600円とします。

（期間）

第4条 業務委託期間は平成27年9月1日より、平成31年8月31日の
4年(48ヶ月)とします。

（支払）

第5条 甲は、第3条の委託金を4ヶ月間、毎月3日（休日の場合は翌銀行営業日）に甲が
指定する預金口座より、乙が指定するシャープアイアンズ株式会社（ビジネスロー
ンサービス）に支払うものとします。

（中途解約の禁止）

第6条 本契約成立後、期間満了までの間、本契約を解除できないものと
いたします。ただし、契約上問題が起こった場合は損害賠償等による解決するものとする。
この指示のもとに甲・乙が誠の上、取り決め解決するものとする。

（事故発生の報告）

第7条 甲は、業務遂行に關る不測の事故が生じたときは直ちに甲に報告し、その指示に従う
ものとします。

（シナリオデータの初期設定はなし）
算式会社は事前に乙の承認を得なければ、ソフトウェアの全部又は一部の複数、改変、もし
くは再使用権の確定をできません。

（私財の保護）

第9条 乙は甲の業務遂行上、直接または間接に知りえた秘密を外部に漏らしたり、仙の目的
に利用してはならないものとします。この契約が終了、または解約された後も同様と
します。

（協議項目）

第10条 本契約に定めない事項が発生した場合は甲・乙が協議し解決するものとします
との契約を取るため本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各1通を保有するものとします。

平成27年6月10日

甲： 奈良市議会議員 西川 均
乙： 株式会社 奈良新聞ミニュニケーションズ
代表取締役

甲： 奈良市議会議員 西川 均
乙： 株式会社 奈良新聞ミニュニケーションズ
代表取締役

ホームページ制作業務委託契約書

西川ひとし（以下「甲」という。）と大和メディアプロモーション合同会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタライズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。

ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 支払い方法

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙の見積書に定める通りとする。
3. 料金の支払条件は、割賦払いとする。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 11 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 12 条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記 1 の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第 13 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 14 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一

方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 15 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第 16 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 17 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 18 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 19 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。

2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失效時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 20 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和元年 8 月 30 日

甲

西 川 純

〒520-0011 葛城市弁之庄 58-2



乙

大和メディアプロモーション合同会社

事務所: 〒633-0062 桜井市栗殿72南2F

本店: 〒571-0013 大阪府門真市千石東町 1-1

TEL/FAX 0744-45-1016 e-mail: [REDACTED]



西川ひとし 様

〒639-2141

葛城市弁之庄58-2 西川ひとし事務所

TEL 0745-69-1234

発行日： 2019/5/11



御見積書

大和メディアプロモーション 同人会社
代表社員 坂部星吾

〒633-0062

住所: 桜井市栗殿72 南2F

TEL/FAX: 0744-45-1061

E-mail

見積No.: 20190507-n1

見積日: 2019/5/10

下記の通り御見積申し上げます。

御見積金額 (消費税込)	¥1,630,800-
件名	ホームページ制作 一式

見積有効期限: 2019/6/30 お支払い条件: 銀行振り込み

見積金額明細

項目	内容	単価	数量	単位	金額
ディレクション	ヒアリング・企画・調査	200,000	1		200,000
デザイン	トップページ	100,000	1		100,000
	下層ページ	15,000	12		180,000
コーディング	トップページ	50,000	1		50,000
	下層ページ	10,000	12		120,000
サーバー・ドメイン		20,000	1		20,000
コンテンツ制作	動画(撮影・編集)	300,000	1		300,000
	CG	100,000	1		100,000
システム	構築	100,000	1		100,000
管理	運用・システム保守	100,000	1		100,000
	更新料	5,000	48		240,000
合計					¥1,510,000
消費税(8%)					¥120,800
税込み合計					¥1,630,800

備考

令和元年度雇用状況報告書

会派・議員名 西川 均

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	平成31年 4月 1日～平成32年 3月 31日
④職務内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務
⑤給料(賃金)	300,000 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<p><input type="checkbox"/>勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /</p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) / 2</p>
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	

下記の条件で契約します。

雇用期間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他()		
就業場所	奈良県葛城市弁之庄58-2		
仕事内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後6時00分まで(休憩:正午から午後1時)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆		
休暇	年次有給休暇		
賃金	基本賃金	月給 300,000	円
	日給		円
	時間給		円
	諸手当	通勤手当	円
		手当	円
		手当	円
	賃金締切日(毎月末日)		
	賃金支払日(毎月末日)		
	賃金の支払方法(□現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込)		
	賃金支払時の控除(<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input checked="" type="checkbox"/> 住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険)		
	昇給	<input checked="" type="checkbox"/> 有	□無
	賞与	<input checked="" type="checkbox"/> 有	□無
各種社会保険	労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金保険		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成31年4月1日

雇用者 奈良県議会議員 西川均

被雇用者 [REDACTED]

第11号様式の14（第5条関係）

政務活動補助業務賃金台帳（令和元年度）

雇用者氏名	住所	性別	雇入年月日	【議員名】 西川 均 1													
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	費与1	費与2
労 働 日 敷	19日	20日	22日	17日	19日	21日	20日	20日	19日	18日	20日						215日
労 働 時 間 敷	150.73H	156.82H	167.48H	134.97H	150.63H	165.95H	158.83H	154.92H	150.77H	142.78H	158.28H						1692.16H
時 間 外 労 働																	0
休 日 労 働																	0
深 夜 労 働	2.38H																2.38H
基 本 給	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3,300,000
時 間 外 手 当	6,165																6,165
通勤手当(課税)																	0
通勤手当(非課税)																	0
職務金	306,165	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3,306,165
非課税合計																	0
給 支 税 額	306,165	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	3,306,165
健 康 保 険 料	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	15,105	166,155
介 護 保 険 料	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	2,595	28,545
厚 生 年 金 保 険 料	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	301,950
雇 用 保 険 料	918	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	9,918
社 全 保 険 料 合 計	46,068	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	46,050	506,568
課 稟 对 象 額	260,097	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	253,950	2,799,597
所 得 税	6,960	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	73,360
市 町 村 民 稅	16,600	12,200	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	11,800	135,000
所 得 税 還 付																	-17,930
控 除 額 合 計	69,628	64,890	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	64,490	696,998
控 除 額 支 税 額	236,537	235,110	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	235,510	2,609,167
領 収 印																	0

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

国税取扱金		給与所得・退職所得等の所得控収額計算書		⑤ 領 取 証 書	
区分	支 手	年 月	支 手	税 納	税務使用印
俸給・給料等 賃(後記数字欄へ)	31	3/10/1 ~ 6/30	000036434	000036434	052740
日雇労務者の賃金	32399	10/10/1 ~ 6/30	6	65	40490
退職手当等					
税理士等の報酬					
役員賞与					
同上の支払確定年月日					
支 手	年 月	支 手	税 納	税務使用印	年 月
俸給・給料等 賃(後記数字欄へ)	31	3/10/1 ~ 6/30	000036434	000036434	052740
日雇労務者の賃金	32399	10/10/1 ~ 6/30	6	65	40490
退職手当等					
税理士等の報酬					
役員賞与					
同上の支払確定年月日					
年未調整による不足税額					
年未調整による超過税額					
本 税					
延 滞 税					
合 計 領					
領取者(印)	所生地 639-2141 携帯電話番号 0445-6972344	支店名 岩城市鮮之庄 58-2	支店名 岩城川均	摘要	年 月
国庫金	納期特例分				

(領取日付印)
1.7.2
大和信用金庫
新庄支店
左記の合計額を領取しました。

○日本銀行(本店・支店・代理店・簡入代理店(郵便局を含む。)又は税務署の領取日付印が押されているか確認ください。

03405 110 05252740

国税局	支局	所轄税務署名	領収書
32399	01	高崎税務署	000036434
区 分	年 月 日	支局番号	0110
俸給・給料等	010701 ~ 01031	人 口	6
(代金等を除く)		男	18000
日雇労務者の賃金		女	00000
退職手当等		被扶養者	00000
税理士等の報酬		子供	00000
役員賞与		配偶者	00000
同上の支払確定年月日		配偶者	00000
年末調整による不足税額			
年末調整による超過税額			
国 庫 金	支局番号	本 税	17030
期 別	支局名	延 滞 税	1736
摘要	摘要	合 計 額	256
住所(在処) 639-2141 (電話番号)0473-69-12345			
高崎市辨之庄58-2			
氏名 両川 勉			
備考			
03405 110 05252740			



左記の合計額を領取しました。



- 日本銀行(本店・支店・代理店)へ入代理店(郵便局を含む)又は係務署の領収日付印が押されているかお確かめください。

勞動保險概算·增加概算·確定保險料 石綿健康被害救濟法 一般拋出金 申告書

継続事業

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR機への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

下記のとおり更告します

種別 種修正項目番号 種入力微定コード

①	都道府県	所掌	管轄	基	幹	番	号	枝	番	号					
労働 保険 番号	2	9	1	0	2	0	1	5	4	1	6	-	0	0	0
②増加年月日(元号:平成は7、新元号は9)												③事業廃止等年月日			
元号	- 年			- 月			- 日			項	元号	-			
										3					
④常時使用労働者数												⑤雇用保険被保険者数			
千	万	千	百	十	千	百	十	万	千	百	十	人	員		
				項	6							員	7		

※各種区分			
管轄(2)	保険関係持	業種	産業分
02	111	9416	93
平成は7、新元号は9)			
月	一	日	項4
高齢労働者数	保険関係	被保険理	項5
商	人	員	項10
十	八	九	項9

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 7altqls15

確定保険料算定期間内訳	区分	算定期間 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	
		⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料・一般拠出金率
労働保険料	(イ)	千 百 十 世 千 百 十 ャ カ 千 項 11 3600 千円	(イ) 1000分の 12.00
労災保険分	(ロ)	千 百 十 世 千 百 十 ャ カ 千 項 13 3.00 千円	(ロ) 1000分の 3.00
雇用保険分 適用者分	(ハ)	千 百 十 世 千 百 十 ャ カ 千 項 15 15 千円	
高年齢労働者分	(二)	千 百 十 世 千 百 十 ャ カ 千 項 16 9.00 千円	(二) 1000分の 9.00
保険料算定対象者分	(ホ) (ハ) (二)	千 百 十 世 千 百 十 ャ カ 千 項 18 9.00 千円	(ホ) 1000分の 9.00
一般拠出金 (注1)	(八)	千 百 十 世 千 百 十 ャ カ 千 項 35 3600 千円	(八) 1000分の 0.02
			(八) 1000分の 7.2 千円

(注2) (注1)
石井による健康被害の教諭に
一般損害金は延納できません。

労災保険適用事業主から徴収する一般提出金額

⑩ 申告済概算保険料額		44,400 円	⑪ 申告済概算保険料額	46,18
⑫ 差引額	(イ) 充当額	1,200 円	(ハ) 不足額	円 7 項 37
(ロ) 還付額	⑬ 他の(イ) 項	千 百 十 万 千 百 十 円	⑭ 増加概算保険料額 (⑩の(イ)-(イ))	新規登録者 登録者

⑩加入している 労働保険	⑪労災保険 ⑫雇用保険	⑬特掲事業	⑭該当する ⑮該当しない
事業主	(イ)所在地		
	(ロ)名称	奈良県議会議員西川均事務所	
	(ハ)氏名 (法人のときは) (代表者の氏名)	西川 均	